

財団法人の抜本的改革の論点（その2）

1 改革後の財団法人の在り方

これまでの有識者懇談会における議論を踏まえつつ、設立の簡便性、社会貢献性判断の柔軟性という抜本改革の理念に鑑みると、財団法人についても、法人格の取得と社会貢献性の判断は切り離し、法人格の取得は登記のみでできること（準則主義）とし、社会貢献性の判断は、社団と同様の手続により、別途行うという仕組みにすることが考えられる。そのような仕組みにおいては、財団法人としては、社会貢献を目的としない財団法人をも含む非営利財団法人制度となるが、どのように考えるか。

2 社会貢献を目的としない非営利財団法人

(1) 社会貢献を目的としない非営利財団法人の要否

社会貢献を目的としない非営利財団法人を設けることについてどのように考えるか。社会貢献を目的としない非営利財団法人の要否を検討するに当たっては、以下の事項に留意する必要がある。

- ・ 現在の財団法人の中にも本来社会貢献目的とは言い難い同窓会的な財団法人や町内会的な財団法人が散見され、社会貢献を目的としない非営利財団法人に対する一定のニーズがあるのではないか。
- ・ 旧財団のうち、新たな「社会貢献性基準」を充たすことができないものを直ちに解散させることは、財産権の侵害になる恐れが大きく、また、事業の停止、職員の解雇等、社会的影響が大きいことから、その受け皿を作る必要があるのではないか。
- ・ 他方、強制執行逃れのための法人格の濫用といった弊害が生じるのではないか。
- ・ 「強制執行逃れのための法人格の濫用」の問題については、強制執行妨害罪の強化（平成14年9月3日諮問59号により諮問され、現在、法制審議会で検討されている。新たに「無償譲渡」「低額譲渡」を処罰の対象とするもの。）により債務者が強制執行逃れのために財団法人設立を行おうとするインセンティブは低下すると考えられること、債権者は詐害行為取消権を行使して債務者の財産を取り戻すことができることにより、対処することは可能か。
- ・ 税制上の措置については、本法人が準則で設立される財団法人という設立形態である以上、現行税制の考え方からすれば、法人税については、準則で設立される現行の中間法人並みの課税（基本財産、寄付金、会費等、対価性のない収入についても課税上の収益とする。）とならざるを得ないのではないか。

- ・ 法人税を原則課税としたとしても、なお相続税逃れのための法人格の濫用といった弊害が生じることが懸念されないか。仮に懸念されるのであれば、濫用行為によって不当に相続税等が減少する場合に、贈与を受けた財団を個人とみなして相続税等を課税する等の税制上の措置を講じることもありうるか。

(2) 社会貢献を目的としない非営利財団法人の目的

財団には構成員が存在しないため「構成員に利益を分配することを目的とする」という意味での営利はありえないので、仮に、社会貢献を目的としない非営利財団を設けることとした場合、目的を問わず設立できることとなってしまうことについて、どのように考えるか。国民一般のモラルハザード（財団制度とは、実態上、脱税や財産隠匿のために利用されてもやむを得ない制度であると認識されること。）を防止するため、純粋な私益目的（例えば「専ら特定の者の利益を図ること」）については除外する必要はないか。

あるいは、財団については、一定の社会貢献事業、公益事業を事業目的とするものに限定して設立できることとするについて、どのように考えるか。

3 改革後の非営利財団法人に係るガバナンス

(1) 寄附行為変更手続の法制化

- ・ 寄附行為に変更手続の規定がない財団についても、社会状況の変化により寄附行為の変更の必要を生じ得ることから、寄附行為の変更手続を法制化することについてどのように考えるか。
- ・ 寄附行為の変更は出捐者の意思に反しない範囲内で行うことができるとし、出捐者が明確に寄附行為の変更を禁じた場合にはできないこととしてはどうか。その方法として、寄附行為の変更の可否、変更を可とする場合、変更の範囲、変更手続を寄附行為の必要的記載事項としてはどうか。
- ・ 仮に必要的記載事項とした場合、寄附行為の変更規定を有しない旧財団については新財団への組織変更の際の寄附行為の変更において、寄附行為の変更の可否、変更を可とする場合、変更の範囲、変更手続を定めさせることとしてはどうか。
- ・ 寄附行為の変更が寄附行為の規定に反して行われることがないように、誰がチェックするのか。例えば、寄附行為の変更は公証人の認証を要するものとするについてどう考えるか。

(2) 監事、評議員及び評議員会の設置の義務付け

- ・ ガバナンスの充実を図るため、法人の業務執行及びその監視機能の強化の観

点から、実態上、設置されていることが多い評議員・評議員会を法律上明確化し、評議員等及び監事の設置を義務付けてはどうか。また理事会の設置についてどのように考えるか。

- ・ 評議員会は、役員を選任及び監督、評議員の選任、重要事項の決定を行うことができるものとしてはどうか。また、重要事項の決定権を付与することについて、どのように考えるか。
- ・ この他、ガバナンスの充実を図る方策として何が考えられるか。

(3) 最低基本財産額の法定

- ・ 財団には一定の財産的基礎が必要であるという考え方に立って、最低基本財産額を定めることについてどのように考えるか
- ・ 財団の行う事業には様々なものがあり、一律に最低基本財産額を定めることは適切か。
- ・ 最低基本財産額を定めた場合、これを満たしていない現行の財団の扱いについてどう考えるか。

(4) 基本財産の取崩しの自由化及び基金の法制化

- ・ 出捐者の意思に沿って事業を遂行するために基本財産を取り崩す必要が生じる場合があることから、基本財産の取崩しは出捐者の意思に反しない範囲内で行うことができるとし、出捐者が明確に基本財産の取崩しを禁じた場合にはできないこととしてはどうか。その方法として、基本財産の取崩しの可否、取崩しを可とする場合、取崩しの範囲、取崩し手続を寄附行為の必要的記載事項としてはどうか。
- ・ 仮に必要的記載事項とした場合、基本財産の取崩し規定を有しない旧財団については新財団への組織変更の際の寄附行為の変更において、基本財産の取崩しの可否、取崩しを可とする場合、取崩しの対象事業、取崩しの範囲、取崩し手続を定めさせることとしてはどうか。
- ・ 債権者保護の観点から、社団と同様に、基金拋出の義務付けが必要ではないか。

(5) 合併手続の法制化

- ・ 出捐者の意思に反しない場合には、一定の手続きにより財団は他の財団と合併できるとし、その手続きを法制化することについてどのように考えるか。